

ファイトバック！

No. 1 2005年12月17日発行

館長雇止め
yatoidome
バックラッシュ
●●● 裁判

編集／発行：館長雇止めバックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満2-3-16 絹笠ビル1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6353-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email : fightback@hh.fem.jp

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会



2004年12月17日、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」の始まりです。大阪地裁に提訴した原告の三井マリ子さん(右から2人目)と弁護団の方々。大阪地裁記者会見室にて。

目次

- ・館長雇止め・バックラッシュ裁判の経過／すてっぷから26000キロ 2
- ・雇止め・バックラッシュの言葉の意味 3
- ・よくぞ提訴に踏みきってくれた／私の人生をかけてやらなくてははいけない 4
- ・広島河野美代子さん、バックラッシュ攻撃を提訴／大阪地裁、豊中市の保育所所長
解雇を不当 5
- ・「使い捨て」にされる女性センターの職員／女を押さえ込もうとする権力との闘い 6
- ・男性自殺3万人という死をもつての叫びを受け止めよ 7
- ・原告から 21世紀の奴隷解放運動 / 編集後記 8

館長雇止め・バックラッシュ裁判の経過

2004. 12. 17	提 訴
2005. 2. 2	第 1 回口頭弁論
3. 14	第 2 回口頭弁論
5. 9	第 3 回口頭弁論
7. 4	第 4 回口頭弁論
8. 24	第 5 回口頭弁論
9. 28	第 6 回口頭弁論
11. 14	進 行 協 議 期 日
12. 26	弁 論 準 備 期 日

左を見ていただければわかるように1月半に1回ぐ
らいのペースで進んでいます。

これまではほとんど書面のやり取りなので15分ぐ
らいで終わっています。これから証人として誰を引き
出すことができるか、証人尋問によりこちらの主張を
立証していくことができるか、法廷でのやりとりが緊
迫したものになっていくでしょう。訴状の後に原告は
5回、準備書面を提出しています。それぞれHPから
ダウンロードできます。

すてっぷから26000キロ

この一年、全国各地で報告会が開かれました。三井さんが動いた距離はざっと26,000キロ。これに大阪地裁での口頭弁論、弁護団会議のために東京・大阪間をかなりの頻度で移動している分を足すと、ひよっとしたら4万キロ、地球一周分を越えているのかも。ものすごいですよね。

各地の報告会は、第1回目、2月22日富山から始まり、以下のとおりです。

1.29	提訴報告会（大阪）	6.18	秋田報告会	11.12	東大阪市講演会
2.22	富山報告会	6.19	山形報告会	11.26	長崎報告会
2.23	福井報告会	7. 3	報告会 in びわ湖	11.27	佐世保講演会
3. 4	京都報告会	7.29	函館講演会		
3. 7	高知報告会	7.30	札幌学習会		
3. 7	愛媛報告会	9. 3	千葉報告会		
4. 9	東京報告会	9.18	京都 WHW		
4.26	岩国報告会	10.23	新座市女性セミナー		
4.26	広島報告会	10.30	豊中教会講演会		
5.21	島根（フェミニスト議員連盟総会）				

ここからはファイトバックの会「ブログ」の記事です。すでに読んだよと言う方もおられるでしょうが、進み方が早くて、全部に目を通すことは結構できていないのでは？

このニュースレターでじっくり味わってください。

雇止め・バックラッシュの言葉の意味

雇止め（やといどめ）とは、正職員の解雇にあたることばです。1年とか半年というように期間が決められて働く非常勤職員が、何回も契約更新を続けていたのに、突然、「契約を更新しません」と、退職させられることです。

さて、3回以上契約更新をすると期間の定めない雇用契約とみなされることがあります。その場合、契約更新しない場合は解雇と同じで、合理的な理由がない限り解雇権の乱用となり、これは違法なのです。

「館長雇止め」とは、館長という管理職のトップが非常勤職員であり、その館長が雇止めされたということです。つまり三井さんはすてっぶ館長でしたが、非常勤として雇われていたのです。

1500万人いるとされる日本の非常勤職員は、正職員と同じ仕事をしていても、三井さんのように雇止めにあうなど不安定な雇用を強いられています。しかも、非常勤職員の多くは女性です。すてっぶでは非常勤職員は全員女性です。

次に、バックラッシュ。

これは英語の *backlash* のカタカナ表記で、反動とか逆流とかいう意味です。

米国における女性解放への組織的攻撃に関するベストセラー『バックラッシュ』（スザン・ファルディ 1991）により男女平等への反動的な攻撃を指すようになりました。男女平等の潮流を逆流させるような現象は世界中で起こっています。

大阪府豊中市でも、市議会議員やその関係者・団体が、すてっぶや三井さんに執拗にバックラッシュ攻撃をしてきました。議会で、すてっぶ窓口で、地域で……。

こうした勢力は、ジェンダー（社会的性）とセックス（生物学的性）をあえて混同し、同じ「性差」とみなします。そして、男女平等を推進する人たちを「学校でトイレや更衣室を男女で一緒にし、社会制度を破壊する連中」などとデマを触れ回るのでした。

豊中市は、男女平等を推進する責務を持っています。それなのに、バックラッシュ攻撃を阻止するための対策を講じることなど眼中になく、三井さんを排除することで、ことを収めようとしたのです。

この裁判は、非常勤職員差別とバックラッシュに反撃する重要な裁判です。

バックラッシュ勢力が法廷で裁かれるのは日本初のことです。



よくぞ提訴に踏みきってくれた

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会
代表 上田 美江 (スペースえんじょ)

2004年を象徴する語は「災」だったが、まさか我が三井マリ子さんがその標的になるとは。これは人災です。生け贄にされたのです。ぜったい許すわけにはゆきません。

よくぞ提訴に踏み切ったことよ、とその勇気と決断を称えます。

どれだけ多くの先輩、姉妹、仲間が、この手のバックラッシュ攻撃の餌食にされてきたことか。その狡猾さ、卑劣さになす術もなく立ちすくむしかなかった彼女らの、呻きや叫びが聞こえます。場合によっては命がけ。人間性を壊されかねないところへまで追い詰められるのですから。

女性の被害に傍観は許されません。傍観は加害者に有利に働きます。

三井さんを雇止めた理由が「非常勤館長廃止の組織変更」ただそれだけだなんて、笑止千万ではありませんか！

本当の理由はお役人のことなかれ主義でしょう。彼らは、ファシズムにかぶれた女性差別主義者の暴言に振り回されて、闘うのをあきらめたのです。

残念でならないのは、そのお役所体質にメスを入れ、男女共同参画推進逆行に歯止めをかけなければならなかった理事たちの不勉強、人権感覚の欠如です。

わがシェルターの名前は『スペースえんじょ』ですが、2005年は三井マリ子さんの裁判を勝ち取るべく『スペース炎女』になるつもりです。不知火のごとく炎を燃えひろげようではありませんか。

私の人生をかけてやらなくてはいけない

バックラッシュが全国的にこんなに強烈な組織的動きをしているということが、三井さんの事件を通して浮き彫りになった。行政は、そのバックラッシュに巻き込まれて、男女平等の推進施策を後退させている。

我々は、1975年以来、男女平等を進めようと、いろいろ活動してきた。ところが何十年たっても、まだ変わらない。あー、日本はどこに行くのかと考えると恐ろしくなった。

それで、三井さんの裁判は、私の人生をかけてやらなくてはいけない、という気になった。

大野 町子 (弁護士、三井マリ子代理人、ファイトバックの会連絡先)

広島の河野美代子さん、バックラッシュ攻撃を提訴

6月1日、広島の河野美代子さんが、広島市PTA協議会会長と、彼が書いた文章を載せた出版社を提訴したという報告が入りました。がんばれ、河野さん！ 河野さんはファイトバックの会賛同者。三井さんが広島で報告会をした際、広島のバックラッシュの現状、提訴の意志を話してくれました。バックラッシュ勢力の悪質な行動を法廷に持ち込む勇氣ある女性が増えたいです。

6月2日の中国新聞は次のように報道しています。

<河野美代子さん、記事で名誉毀損した出版社などを提訴。展望社社長と市P協議会渡部武会長を相手に損害賠償と謝罪文の掲載を求め提訴。中略。原告が共同代表を務める団体「男女共同参画を考える会ひろしま」が開いた講演会の「子どもの人権を尊重する子育て」での発言の一部を取り上げ、性教育に関する発言をねじ曲げて掲載し、原告と団体をひぼう中傷したとしている>

大阪地裁、豊中市の保育所所長解雇を不当

大阪地裁で、この2月、三井さんの事件と似ている事件の判決があったことをご存知でしょうか。豊中市の財団が運営するゆたか保育所に長年勤めていた那須艶子さんが、「保育士としてふさわしくない」とされ、勤続5年を約束されていたにもかかわらず、解雇されてしまったのです。那須さんは、「不当解雇である」と職場復帰を求めて、大阪地裁に財団を提訴しました。2月、大阪地裁は、原告那須さんの言い分を全面的に認めました。そして、未払い賃金の支払い・訴訟費用の支払いを、財団に要求しました。財団の事務局長は、豊中市役所からの天下りだということや、財団理事長は月2回程度しか保育所に顔を出さない点など、すてつぷととても似ています。

原告が勝ったことは、うれしいことです。ところが、許せないことに、敗訴した財団側はまだ那須さんを職場に戻していません。いい時代の豊中市を知っている市民は、豊中市当局への怒りを抑えられないようです。



「使い捨てに」にされる女性センターの職員

雑誌『ファミ・ポリティク』は、48号(2005年6月発行)で、三井マリ子さんを含め女性センターの職員のひどい労働条件について、記事を載せています。さわりを紹介します。

東京都の女性センターに就職して辞めたKさんは、契約打ち切りを言い渡され、退職に追い込まれた。継続勤務を求め何度も話し合いをした。しかし、次長は「正職員だったら異動させられるんだけど・・・」と言うばかり。東京近郊県のS市女性センターの相談員Mさんは、年収140万円ほど。仕事に交通費25万もかかるのに支給されず自腹。これでは経済的に自立できない、と辞めた。大阪府豊中市の三井さんは、館長だったが非常勤。突然、非常勤館長を常勤化するという組織編成を行うことで非常勤の雇い止めされた。全国2419の自治体に255ヶ所の女性センター・男女共同参画センターがある。女性の自立を支援する女性センターで働く女性たちが、薄給と不安定雇用にあえいでいる。

この現代的問題を、丹念な取材でまとめたのは甘利てる代さん(ジャーナリスト)。

雑誌『ファミ・ポリティク』の注文・問合せは TEL03-3260-4771

女を押さえ込もうとする権力との闘い

8/24準備書面を読みました。怒りで体が震えました。決定権を握っている人たちが、権力を振りかざして、三井さんを雇い止めするために、「新女館長」をぶつけてきたやり方は、今回の衆議院選挙でみられたように、問題の本質をかわすために、女性を「刺客」に使った汚いやり方とまったく同じです。「女性センターに女性の館長がいるのだからいい」「女性の議員が増えたのだからいい」と単純に喜んではいられません。三井さんを雇い止めた背景には、準備書面にはっきりと書かれているように、ジェンダーバッシングがあります。女どうしを対立させて闘わせて、問題の本質をずらそうという戦略に乗せられないで、ますますバックラッシュと闘うことが重要だと思いました。女が権力に使われるのではなく、女を押さえ込もうとする権力とどう闘うかを考えていきたいものです。

楠瀬 佳子(京都、ファイトバックの会呼びかけ人)

男性自殺3万人という死をもつての叫びを受け止めよ！

勝又です。9月27日の原告側「準備書面」の感想です。今回は主張を3つに整理し、①ジェンダーについて、②バックラッシュの狙いなど、少々理解に苦しみがちな概念をみごとに解説・解明した準備書面となっています。まるで行政向け参考本のように。

①ジェンダーについて

ジェンダーとは例えば「男らしさ」「女らしさ」に代表される文化的・社会的につくられる性であるわけだが、この「男は、女はこうあるべき」というお互いにしみついた、根深い意識が、女性はもとより男性にとっても非常に生き難い社会にしていることを指摘している。特に日本では年間3万人以上という男性の自殺。死をもつてのこの叫びを私たちは厳しく受け止めなくてはならない。そのために世界的にも性による差別を撤廃し、男女が豊かな関係を育み、共生していける社会の必要性を痛感、めざすようになった。(後略)

②バックラッシュの狙い

ところが満場一致での男女共同参画社会基本法成立にもかかわらず、制定後まもなくから、基本法そのものにまっこうから敵対するかにみえる、バックラッシュの動きが顕著になってきた。彼等は基本法制定前の社会、男尊女卑の、一部のものには居心地の良かった時代にもどりたい。その一心でなりふりかまわず巧妙・悪質な攻撃を展開している。女性差別撤廃条約を批准し、国として基本法を制定し、それにもない地方自治体で条例が整備されつつある現在、総論賛成のたてまえに対し、実施絶対反対の本音が爆発したと言える。

③豊中市におけるバックラッシュの内容と狙い

●原告に攻撃をかけたバックラッシュ

被告豊中市は、原告がバックラッシュ側から受けたいろんな攻撃、嫌がらせ、妨害などを、「市民のさまざまな意見や考え方の表明である」と主張。しかし、それは特別な議員と、彼に深く関係する特別な3人の市民に代表されるある団体のものであり、とても一般市民とは言い難い。彼等が一体となったのがまさにバックラッシュ勢力であり、それに屈して、被告豊中市は館長を雇い止めにしたというのが、誰もが理解できる本件の真相である。

●バックラッシュは女性の地位向上・男女平等を阻害する

バックラッシュ勢力の組織のひとつである日本会議大阪のホームページには、女性差別撤廃条約、あるいは男女共同参画社会基本法にあきらかに違反している目標が、堂々と掲げられている。このような事態は世界人類の流れに逆行するものであり、男女平等を阻害する悪質な行為と思わざるを得ない。2003年7月国連の女性差別撤廃委員会から日本政府に、男女共同参画社会の実現へむけて、さらに努力するよう勧告がなされているが、世界の勧告さえ無視しようとする、バックラッシュ勢力の動きを、私たち市民はむろん、行政、議員の方こそ監視し、無法を許してはいけないと思う。(後略)

勝又 みずえ (本郷川を守る会副会長、ファイトバックの会@岩国)

原告から

21世紀の奴隷解放運動

三井 マリ子

大阪府豊中市は男女平等を敵視するバックラッシュ勢力に屈して私を“解雇”しました。その後、私は、強力な弁護団に励まされ大阪地裁に提訴しました。この裁判は、私の人生で最大の仕事になると思います。

2000年秋、私は、『すてっぷ』初代館長が全国公募されたのを知って応募し、館長に就任しました。自然に3回更新し4年目でした。ところが04年2月、市は臨時に『すてっぷ』理事会を開き、「組織強化」の美名のもとに「非常勤館長を廃止し、館長は事務局長兼務の常勤職」としました。この常勤館長職は公募とせず、理事長の任命する採用選考委員会で選考すると決めました。私はあえて採用試験を受けたいと申入れ、試験に臨みましたが、不合格でした。

実は、市は03年秋頃から極秘に後任の候補者リストを作成し、要請をしていました。そして試験の2ヶ月前には次期館長を決めていました。私が受けた採用試験は茶番劇だったのです。

なぜ豊中市が私を“解雇”し“採用拒否”したか。狙いは2つです。

第一に、議員を中心とするバックラッシュ攻撃に市が屈し、私を追い出したくなったのです。議会での度重なる嫌がらせ質問、『すてっぷ』窓口への執拗な妨害行為、市役所周辺での悪質なビラ撒き、講演会における難癖、根も葉もない噂の流布……男女平等を敵視するバックラッシュ勢力のやり口です。

もう一つ問題がありました。就業規則によれば、館長を含む嘱託職員は、よほどの事がない限り何回でも更新が可能です。館長は定年なし。ところが、市は、03年夏、館長を除く嘱託職員就業規則を「更新回数の上限を4回とする」案を出してきました。嘱託職員は全員女性。これは女性差別です。市は、この雇止め案に反対することが明らかな私を排除したかったのです。

こうして、豊中市は、バックラッシュ勢力に屈し、かつ非正規職員の雇止めを強行するために、非常勤職の首を切った。これは非常勤職差別と闘う裁判です。そしてバックラッシュに反撃するための裁判でもあります。私は、裁判を通じて、日本の非正規職員は雇用主のご都合で首を切られる可能性があり、魂まで雇用主にささげられることを期待されているとあらためてわかりました。まるで奴隷のようです。その意味で、この裁判は21世紀の奴隷解放運動だと思っています。

編集後記

ニュース第1号ようやくできました。予定より遅れたことお詫びします。バックラッシュの動きもさることながら、このところ連続した女児殺害事件に暗澹たる気持ちです。女性の存在が抹殺されるのだから、バッシングの最たるものと言ってもいいでしょう。それでも全国の皆さんとネットワークができて闘いの輪がどんどん広がっていくことに、おおいに勇気づけられます。裁判の道のりは険しいのですが、勝利を信じて、ファイトバック!! \ (^。^) / (な)